- 般質問

野原 恵子 議員

障害者自立	障害者自立支援法について	7
〕 障害者自立支援法	く生きていきたいと願う障	ر بر بر م
に の実施から4月で3	害者に応えることになって	
年目となる。この制度のも	いない。	町 長 ①与党障害者自
とで原則1割の「応益負担」	①障害が重いほど負担が重	立支援に関するプロジェク
による障害者の負担増、報	くなる「応益負担」は廃止	トチームにより、抜本見直
酬削減による事業所の経営	し「応能負担」に戻すこと。	しの基本方針が示されてお
難・人手不足、サービスの	②事業所の報酬単価を引き	り、その中で、「応益負担」
利用制限など深刻な事態が	上げ、日額制から月額制に	から「応能負担」に切替え
大きな課題となっている。	戻すこと。	ることとされている。あわ
政府は法施行「3年後の	③地域生活支援事業への国	せて、これまでに実施され
見直し」規定にもとづき、	の財政保障を十分行うこと。	た特別対策や緊急措置によ
自立支援法の見直しを検討	④自立支援医療は元に戻し	り軽減された現行の負担水
し基本方針をまとめた。見	拡充すること。	準も継続するとされている。
直し案は利用者負担につい	⑤「障害程度区分」認定は	②見直し案では、報酬の改
て、「負担軽減策措置を継	根本的に見直すこと。	定は、全体で五.一%の引
続しつつ必要な見直しを行	⑥就労支援、「暮らしの場」	き上げとなっている。日払
うべきである」としただけ	のあり方を権利保障の視点	い制については、「欠席時
で「応益負担」を基本にす	で見直すこと。	対応加算」を設けるとして
る姿勢は変えていない。	⑦障害のある子どもの発達	いる。
障害を自己責任とする立	を保障すること。	③障害者が地域で暮らすた
場で、生きていくうえで最	⑧障害者自立支援法の抜本	め不可欠な事業であり、見
低限必要な支援を受けるこ	的改善を含め、新しい法制	直し案では、個別給付にな
とを利益とする考え方はか	度の確立を。	じむものは自立支援給付と
えず、4 月以降も利用料負	以上8点について国に求	し、移動支援、コミュケー
担は残すとしている。	めていくこと。	ション支援については充実
また多くの障害者や施設	⑨町として就労支援を行う	を図るとしている。
の深刻な実態をみれば、部	ركريان	④利用者負担に関し、障害
分的な見直しでは人間らし	⑪総合相談窓口を設置する	福祉サービスと補装具・義

⑤身体、 ている。 ⑧今回の抜本的改正の基本 としている。 援システムを構築すること 化され、障害のある児童が 害が対象となることが明確 する、身体障害者を対象と ⑥一般就労への移行を支援 算し、一般の医療保険や自 肢の自己負担については合 自立できるよう総合的な支 ⑦発達障害、高次脳機能障 ホームを創設し支援する。 したグループホーム・ケア するよう見直すとしている 障害などの障害特性を反映 立支援医療も検討するとし 精神、 知的、 発達 たい。 その中で、障害者の一般就 いる。 ては、 窓口を目指し、相談支援体 課を中心に、ワンストップ ⑪現状の担当課である福祉 労への支援を盛り込み、関 ⑨現在、第二期障害者福祉 響を見極めていく。 く円滑に運用されるよう 制を強化することで対応し いきたい。 係機関の連携のもと努めて 計画の策定を進めており、 願っており、また、その影 方針が示されたことについ 新たな制度が、一刻も早 評価できると思って



ひまわりの家

議会だい10